

第45回学生弓道合同研修会決定事項

○東京都学生弓道連盟規約の改訂について

・東京都学生弓道連盟規約について、以下の事項に関して変更及び明確化を実施しました。

- 1、女子部記録会制限時間について
- 2、全関東大会の男子団体の制限時間に関して
- 3、東京都学生弓道連盟本部に関して
- 4、的の規則について
- 5、リーグ戦ブロック校数の不均衡に関して
- 6、リーグ戦入れ替え後の順位に関して
- 7、リーグ戦、道場貸し出し数減少に関して
- 8、的中確認時の矢取りに関して
- 9、定時総会の日程に関して
- 10、学連役員の役職の表記に関して
- 11、リーグ戦の勝敗数のカウントについて

○女子部記録会制限時間について

女子部記録会の行射の制限時間を短縮するために、第一六一條②を以下のように変更しました。

- 一、一立の制限時間を五分とする。

○全関東大会の男子団体の制限時間に関して

全関東大会の行射の制限時間を短縮するために、第一七一条①を以下のように変更しました。

五、イ、一立の制限時間は**九分半**とする。

○東京都学生弓道連盟本部に関して

第六条を以下のように変更しました。

本連盟の本部は東京都内に置き、**東京都千代田区飯田橋 2 丁目 12 - 10 日高ビル 2F**とする。

○的の規則について

第四十三条の的に関する規則を全日本弓道連盟に習い、以下のように変更しました。

- ① 的は枠の深さ**九センチ**とし、**三六センチ**の星的にして星は**一二センチ**とする。
- ② 的の位置は各大学及び試合会場の定める高さにして距離は射位よりの**的**の中心まで**二八メートル**とし、候串を使用して固定する。

○リーグ戦ブロック校数の不均衡に関して

本年度女子部リーグ戦において同部の A ブロックと B ブロックで参加校数に著しい不均衡が生じ、入れ替え戦への出場校数が減ってしまうという事態が起きました。リーグ戦に参加している大学には入れ替え戦に出場する機会をできる限り与えたいため、ブロックの参加校数に 2 校以上の格差が生じた場合に再度ブロック抽選を行うことを提案しました。しかし加盟校と学連との間に考え方の相違があり、結論を出すためには議論の時間が少なすぎたため、学連で検討し、後日再提案させていただくこととなりました。

○リーグ戦、道場貸し出し数減少に関して

リーグ戦において、道場数が足りないという問題が発生しています。道場貸し出し数を増やすために学連としてはリーグ戦を8週間でやることや道場が貸し出せないという大学の審査を厳しくするといった提案をしました。リーグ戦を8週間でやることには反対意見が多く、道場貸し出しの基準を明文化するなどの提案が加盟校から出されました。

○リーグ戦入れ替え後の順位に関して

旧規約ではリーグ戦において入れ替え後の各ブロック内での順位に不都合が生じていたので、第七十条を以下のように変更しました。

②入替戦に勝利した下位校は上位リーグへ昇格とする

③入替戦に敗北した上位校は下位リーグへ降格とする

④②により昇格した大学の昇格後のリーグ内での順位は、前年度より

同リーグに所属していた大学よりも上位にならぬよう調整する

⑤前項によって順位を調整した結果、前年度より同リーグに所属していた

大学間で順位の変動が起こりうる場合は的中率により順位を決定する。

⑥②により昇格した大学が複数ある場合、当該大学間の順位については

的中率により決定する。

⑦③により降格した大学の降格後のリーグ内での順位は、前年度より

同リーグに所属していた大学よりも下位にならぬよう調整する

⑧前項によって順位を調整した結果、前年度より同リーグに所属していた

大学間で順位の変動が起こりうる場合は的中率により順位を決定する。

⑨③により降格した大学が複数ある場合、当該大学間の順位については

的中率により決定する。

○的中確認時の矢取りに関して

第三十七条に以下の文言を追加しました。

⑤的中確認後は必ず当該的の全ての矢を取るものとする。

○定時総会の日程に関して

第十六条を以下のように変更しました。

①定時総会は年一回、九月のリーグ戦開始一週間前を目安に開くものとする。

○学連役員の様職の表記に関して

第八条、第九条、第十一条、第十三条を以下のように変更しました。

第八条

八、女子部委員長 一名

九、女子部副委員長 一名

第九条

③委員長・副委員長・女子部委員長・女子部副委員長・専任委員・女子部運営委員は総会の承認を経て任命される。

《委員長・副委員長・女子部委員長・女子部副委員長》

第十一条

- ①委員長は本連盟の業務を総理する。副委員長は委員長に事故があるとき委員長の職務を代理する。
- ②女子部委員長は本連盟の業務を総理する。女子部副委員長は女子部委員長に事故があるとき女子部委員長の職務を代理する。

第十三条

- ②委員長・副委員長・女子部委員長・女子部副委員長・専任委員・女子部運営委員の任期は九月一日より翌年の八月三十一日の一年間とする。

○リーグ戦の勝敗数のカウントについて

リーグ戦実施要項に以下の文言を追加しました。

- ・リーグ戦に不出場校が発生した場合、当該校の勝敗は計上せず、当該校と対戦した大学にもその対戦の勝数を計上しない。

東京都学生弓道連盟